

## 令和5年第2回白馬村議会臨時会議事日程

令和5年5月10日（水）午前10時00分 開会

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和5年5月10日

至 令和5年5月10日

日程第 4 村長あいさつ

追加日程第 1 議長の辞職許可について

追加日程第 2 議長選挙について

追加日程第 3 副議長の辞職許可について

追加日程第 4 副議長の選挙について

日程第 5 常任委員会の委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 5 議会広報特別委員会委員の選任について

追加日程第 6 北アルプス広域連合議員の選挙について

追加日程第 7 白馬山麓事務組合理議員の選挙について

追加日程第 8 同意第3号 監査委員の選任について

日程第 7 議案第25号 財産の無償貸付について

令和5年第2回白馬村議会臨時会（第1日目）

1. 日 時 令和5年5月10日 午前10時00分より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	切久保達也	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
健康福祉課長	工藤弘美	会計管理者会計室長	鈴木広章
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	廣瀬昭彦
参事兼税務課長	山岸茂幸	住民課長	堤 則昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6・欠席した職員

なし

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

8. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 常任委員会の委員の選任について

6) 議会運営委員会委員の選任について

7) 議案審議

議案第25号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第2回白馬村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和5年2月分、3月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第10番加藤亮輔議員、第11番丸山勇太郎議員、第1番丸山和之議員、以上3名を指名いたします。

### △日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りの1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りの1日間と決定いたしました。

### △日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。

令和5年第2回白馬村議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年のゴールデンウィークは、平日を2日間挟んだものの、最大9連休となりました。新型コロナウイルス感染症による行動制限もなく、マスク着用などの感染対策も緩和されたことから、国内の観光地や行楽地が、多くの人出で大変賑わいました。

本村におきましては、雪解けが非常に早かったことから、滑走可能なゲレンデが例年よりも少なく、春スキー目当てのお客様には残念でありましたが、ゴールデンウィーク期間中を通して「グリーンハクバ」のイベントが開催され、打ち上げ花火や塩の道ウォーク、こどもの日、ワインマルシェ、スタンプラリーなど、グリーンシーズンのアクティビティで春の白馬を満喫していただくことができ、今年のグリーンシーズンのオープニングをよい形で迎られたことを大変ありがたく思います。私も5月3日から5日にかけて連日イベントに参加いたしました。村内各所が大変賑わっており、コロナ禍前の客足に戻ってきているのを実感したところであります。

さて、新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが、一昨日より季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行しました。これに伴って、令和2年3月に設置しました「新型コロナウイルス感染症白馬村対策本部」は、5月7日付で解散したところであります。対策本部では、村内における感染対策のほか、各種支援施策や住民負担の軽減策、公共施設の貸出規制やイベント等実施の可否、庁内情報共用など、34回にわたり協議してまいりました。

対策本部は解散したわけですが、引き続き感染状況等に注視しながら、必要があれば庁内会議等で対応を協議していくこととしております。村民の皆様につきましても、5類への円滑な移行ができますように、ご理解とご協力をお願いいたします。

議員各位におかれましては、任期半ばを過ぎたところでありますが、本臨時会に付議する案件は、議会構成の変更を行うための人事案件等の審議と、財産の無償貸付に係る議案であります。

この後、議会の構成等につきましてご審議いただくわけですが、本日の議事が円滑に進みますようご祈念申し上げ、臨時会招集に当たりましてのご挨拶といたします。

**議長（太田伸子君）** これより、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

不詳 わたくしが、今般白馬村議会議長の職を辞したい旨の辞職願を、丸山副議長に提出いたしましたので、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

それでは、ここで丸山副議長と議長を交代させていただきます。

(副議長と交代)

**副議長（丸山勇太郎君）** 副議長の丸山です。

それでは、ただ今から副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。先ほど、別室において太田議長より議長の職を辞したい旨の辞職願が提出されました。従いましてこの件について審議するため、しばらくの間議長の職を務めさせていただきます。

お諮りいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(丸山勇太郎君)** 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただ今から事務局より追加日程を配付いたします。

(事務局より追加日程の配付)

**副議長(丸山勇太郎君)** 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

#### △追加日程第1 議長の辞職許可について

**副議長(丸山勇太郎君)** 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 議長の辞職の許可についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、第12番太田伸子議員の退場を求めます。

(第12番太田伸子議員 退場)

**副議長(丸山勇太郎君)** 事務局長に、辞職願を朗読させます。下川事務局長。

事務局長(下川浩毅君) 令和5年5月10日 白馬村議会副議長様 白馬村議会議長太田伸子

このたび、白馬村議会申合せ事項を重んじ、議長の職を辞したいので許可されるようお願いいたします。以上です。

**副議長(丸山勇太郎君)** お諮りいたします。太田伸子議員の議長の辞職を許可することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(丸山勇太郎君)** 異議なしと認めます。よって、太田伸子議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

太田伸子議員に入場していただきます。

(第12番太田伸子議員 入場)

**副議長(丸山勇太郎君)** ただ今、太田伸子議員の議長の辞職については、許可することに決定しましたので、報告いたします。

ここで、太田伸子議員から議長退任のご挨拶をいただきます。太田伸子議員。

**議長(太田伸子君)** 申合せに従い、辞職願を提出し、お認めいただきありがとうございました。

コロナ禍の2年間でありましたが、議員の皆様と議会事務局の皆様のご協力のおかげで無事に務めることができました。ありがとうございました。

**副議長(丸山勇太郎君)** ありがとうございました。ただ今、議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(丸山勇太郎君)** 異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただ今から事務局より追加日程を配付いたします。

(事務局より追加日程の配付)

**副議長(丸山勇太郎君)** 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

#### △追加日程第2 議長の選挙について

**副議長(丸山勇太郎君)** 配付漏れなしと認めます。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦に致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(丸山勇太郎君)** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法についてはただ今議長の職務を務める副議長の私が指名することに致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(丸山勇太郎君)** 異議なしと認めます。よって、議長の職務を務める副議長の私が指名することに決定いたしました。

議長に第12番太田伸子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました太田伸子議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(丸山勇太郎君)** 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました第12番太田伸子議員が議長に当選されました。

ただ今議長に当選されました第12番太田伸子議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました第12番太田伸子議員より議長就任のご挨拶をいただきます。

**議長(太田伸子君)** 議長就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。この度議員の皆様方のご推挙により、白馬村議会議長の要職に就くことになりました。まことに身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感しているところでございます。村が抱える重要課題につきましては、常任委員会の枠を超え、議員全員が共通認識の上に立って自由活発な議論の中から時には行政に

対しても安易に妥協することなく、課題解決のための政策提言ができるよう努めて参りたいと考えております。先輩諸氏が作り上げた魅力ある白馬村の姿を未来に託すためにも、これまでの議会経験を活かし議長として議会運営に務めて参りたいと思っております。

結びに行政の皆様方には様々な課題に対しまして対等な立場で十分な審議ができるようにご配慮いただきますようお願い申し上げ、また、議員の皆様方には絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ですが就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

**副議長（丸山勇太郎君）** これをもちまして、私の議長としての職務が終了いたしました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、議長と交代いたします。

(議長交代)

**議長（太田伸子君）** ただ今、追加日程第2 議長の選挙についてが終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先程、別室において丸山副議長より副議長の職を辞したい旨の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただ今から事務局より追加日程を配付いたします。

(事務局より追加日程の配付)

**議長（太田伸子君）** 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**△追加日程第3 副議長の辞職許可について**

**議長（太田伸子君）** 配付漏れなしと認めます。

追加日程第3 副議長の辞職許可についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、第11番丸山勇太郎議員の退場を求めます。

(第11番丸山勇太郎議員 退場)

**議長（太田伸子君）** 事務局長に、辞職願を朗読させます。下川事務局長。

事務局長（下川浩毅君） 令和5年5月10日 白馬村議会議長様 白馬村議会副議長丸山勇太郎

このたび、白馬村議会申合せ事項を重んじ、副議長の職を辞したいので許可されるようお願い

いたします。以上です。

**議長（太田伸子君）** お諮りいたします。丸山勇太郎議員の副議長の辞職を許可することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、丸山勇太郎議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

丸山勇太郎議員に入場していただきます。

（第11番丸山勇太郎議員 入場）

**議長（太田伸子君）** ただ今、丸山勇太郎議員の副議長の辞職については、許可することに決定しましたので、報告いたします。

ここで、丸山勇太郎議員から副議長退任のご挨拶をいただきます。丸山勇太郎議員。

**副議長（丸山勇太郎君）** 2年前の5月10日に副議長を拝命いたしまして、ちょうど今日で2年です。この間、コロナ禍で議会もその影響を受けまして、研修会中止、交流会中止というような2年間でございました。十分なことができなかったところがあり、道半ばのような気もしております。が、私としては充分職責は果たしたつもりでおります。いったんここで副議長を辞職させていただきます。ご協力ありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** ありがとうございました。ただ今、副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただ今から事務局より追加日程を配付いたします。

（事務局より追加日程の配付）

**議長（太田伸子君）** 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

#### △追加日程第4 副議長の選挙について

**議長（太田伸子君）** 配付漏れなしと認めます。

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選により行う

ことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に第11番丸山勇太郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました丸山勇太郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました第11番丸山勇太郎議員が副議長に当選されました。

ただ今副議長に当選されました、第11番丸山勇太郎議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。ここで副議長に当選されました第11番丸山勇太郎議員より副議長就任のご挨拶をいただきます。

**副議長(丸山勇太郎君)** ただ今、皆様方の指名推選をいただきまして、再び副議長に就任することになりました。今回、私としては別の方ということで考えておりましたけども、非常に多くの皆様から続投を希望されまして、私もそれを受けることにいたしました。

先程退任のところで道半ばと言いましたけども、コロナもまだどうなるか分かりませんが、一旦はコロナも明けたと、マスクも外れたというところでいろいろなことが通常な形で戻ってくると思います。本来の議会が果たすべきことがまだまだ、特に1期目の皆さんには伝えられていないと思っております。私の中での後期のキーワードは「繋ぐ」ということでございます。

次期のことを考えますと、きちんと議長共々、議会の正常化、果たすべき役割、そしてまた変えるべきところは変えていく、そんなようなことを果たしていきたいと、議長を補佐しながらそれを進めていきたいというふうに考えております。皆様方のご協力もよろしくお願いいたします。

**議長(太田伸子君)** ありがとうございます。これより暫時休憩といたします。なお、各課等の長の皆様は途中退席となります。

休憩 午前10時34分

再開 午後 1時00分

#### △日程第5 常任委員会委員の選任について

**議長(太田伸子君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

総務社会委員に、第1番丸山和之議員、第2番増井春美議員、第6番尾川耕議員、第8番津滝俊幸議員、第10番加藤亮輔議員、第11番丸山勇太郎議員、以上6名を指名いたします。

産業経済委員に、第3番横川恒夫議員、第4番切久保達也議員、第5番加藤ソフィー議員、第7番太谷修助議員、第9番松本喜美人議員、第12番太田伸子、以上6名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名いたしましたとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました各議員をそれぞれの常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

常任委員長、副委員長の互選の結果を事務局長に報告させます。下川事務局長。

**事務局長(下川浩毅君)** それでは互選の結果について報告させていただきます。

総務社会委員会委員長に第1番丸山和之議員、副委員長に第8番津滝俊幸議員、産業経済委員会委員長に第4番切久保達也議員、副委員長に第3番横川恒夫議員、以上です。

**議長(太田伸子君)** ただ今、事務局長が報告したとおり、選任されました。

#### △日程第6 議会運営委員会委員の選任について

**議長(太田伸子君)** 日程第6 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員に、第1番丸山和之議員、第4番切久保達也議員、第7番太谷修助議員、第8番津滝俊幸議員、第11番丸山勇太郎議員、以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしましたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました各議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果を事務局長に報告させます。下川事務局長。

**事務局長(下川浩毅君)** 議会運営委員会委員長に、第8番津滝俊幸議員、副委員長に第7番太谷修助議員、以上です。

**議長(太田伸子君)** ただ今、事務局長が報告したとおり、選任されました。

お諮りいたします。議会広報特別委員会委員の選任について、北アルプス広域連合議会議員の選挙について、白馬山麓事務組合議会議員の選挙について、同意第3号白馬村監査委員の選任について、これらの件を日程に追加し、追加日程として議題としたしたいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の選任について、北アルプス広域連合議会議員の選挙について、白馬山麓事務組合議会議員の選挙について、同意第3号白馬村監査委員の選任について、これらの件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

ただ今から事務局より追加日程を配付いたします。

(事務局より追加日程の配付)

**議長(太田伸子君)** 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 配付漏れなしと認めます。

#### △追加日程第5 議会広報特別委員会委員の選任について

**議長(太田伸子君)** 追加日程第5 議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

議会広報特別委員に、第1番丸山和之議員、第2番増井春美議員、第3番横川恒夫議員、第4番切久保達也議員、第5番加藤ソフィー議員、第6番尾川耕議員、第8番津滝俊幸議員、第11番丸山勇太郎議員、以上8名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしましたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました各議員を議会広報特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選結果を事務局長に報告させます。下川事務局長。

**事務局長(下川浩毅君)** 議会広報特別委員会委員長に、第6番尾川耕議員、副委員長に第2番増井春美議員、第5番加藤ソフィー議員、以上です。

**議長(太田伸子君)** ただ今、事務局長が報告したとおり選任されました。

#### △追加日程第6 北アルプス広域連合議会議員の選挙について

**議長（太田伸子君）** 追加日程第6 北アルプス広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

北アルプス広域連合議会議員に第1番丸山和之議員、第4番切久保達也議員、第12番太田伸子、以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長が指名いたしました議員を、北アルプス広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました、第1番丸山和之議員、第4番切久保達也議員、第12番太田伸子、以上3名が当選いたしました。

ただ今、北アルプス広域連合議会議員に当選されました議員に対し、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

#### △追加日程第7 白馬山麓事務組合議会議員の選挙について

**議長（太田伸子君）** 追加日程第7 白馬山麓事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

白馬山麓事務組合議会議員に、第1番丸山和之議員、第4番切久保達也議員、第8番津滝俊幸議員、第11番丸山勇太郎議員、第12番太田伸子、以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長が指名いたしました議員を、白馬山麓事務組合議会議員の当選

人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました、第1番丸山和之議員、第4番切久保達也議員、第8番津滝俊幸議員、第11番丸山勇太郎議員、第12番太田伸子、以上5名が当選いたしました。

ただ今白馬山麓事務組合議会議員に当選されました議員に対し、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただ今から1時25分まで休憩といたします。

休憩 午後1時15分

再開 午後1時25分

**議長(太田伸子君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。追加日程第8 同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、また人事案件でありますので質疑、討論を省略し採決いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。追加日程第8 同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を省略し採決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

**議長(太田伸子君)** 挙手全員です。よって、追加日程第8 同意第3号は、委員会付託及び質疑、討論を省略し採決することは可決されました。

**△追加日程第8 同意第3号 白馬村監査委員の選任について**

**議長(太田伸子君)** 追加日程第8 同意第3号白馬村監査委員の選任についてを議題といたします。第9番松本喜美人議員の退場を求めます。

(第9番松本喜美人議員 退場)

**議長(太田伸子君)** 提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 同意第3号白馬村監査委員の選任について、次の者を白馬村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めたく存じます。住所、北安曇郡白馬村大字神城25531番地、氏名、松本喜美人、生年月日、昭和26年5月22日、以上でございます。

**議長(太田伸子君)** 説明が終わりました。採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第3号白馬村監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

議長（太田伸子君） 起立多数です。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。第9番松本喜美人議員に入場していただきます。

（第9番松本喜美人議員 入場）

議長（太田伸子君） 第9番松本喜美人議員、ただ今の同意案件は同意することに決定しましたので報告いたします。

これより、議案の審議に入ります。なお、本臨時会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで。また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

お諮りいたします。日程第7 議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行います。

日程第7 議案第25号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第25号について委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

#### △日程第7 議案第25号財産の無償貸付について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第25号財産の無償貸付についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第25号財産の無償貸付についてご説明します。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、村有財産を無償で貸付することについて、議会の議決を求めるものでございます。

貸付対象の財産は、白馬村大字北城字西山4487番1の一部、29平米でございます。貸付の相手方は、神奈川県逗子市新宿2丁目5番1号、学校法人逗子開成学園 理事長 志村政俊であります。貸付期間は、令和5年7月30日から30年間でございます。本件につきましては、昭和55年12月逗子開成学園山岳部が八方尾根で雪上訓練中に遭難しましたことから、二度とこのような事故が起きないように公共の建築物として安全に役立ってほしいとの切実な願いを受け、昭和58年7月30日付で道標として建設された八方ケルンの敷地について、40年間の無償貸付契約を締結しましたが、このたび契約期間が満了となるため、引き続き無償貸付の契約を締結したいものでございます。なお、契約の期間は、旧借地法に規定される最低契約期間とするものでございます。説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行います。

議案第25号財産の無償貸付については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたのでこれを許可いたします。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和5年第2回白馬村議会臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、ご提案いたしました議案に対し、お認めをいただき大変ありがとうございました。また、議会におかれましては、申合せによる正副議長選挙が行われ、議長に太田伸子議員が、副議長に丸山勇太郎議員が当選されました。誠にありがとうございます。そしてまた、任期満了に伴う委員会の構成が行われ、太田議長、丸山副議長を中心とした新たな議会構成がなされました。後半の2年間につきましても、住民を代表するそれぞれのお立場でご活躍されますことを祈念申し上げますとともに、白馬村議会の適正な運営と活性化にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

大局的には村民と議会、そして行政のしっかりとした合意形成を図ってまいることが、地方分権社会の基礎自治体を確立する上におきまして極めて重要なことであると考えております。私が今更申し上げるまでありませんが、私共が執行権を行使できます背景として、議会と適度な緊張感とバランスを保ちながら、議会が対等の立場で行政運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視し、また積極的な政策提案をしていくことが二元代表制の在り方であります。議会と執行機関の関係は、よく車の両輪に例えられますが、まったくの対等な立場に立ってお互いに尊重し、議論しあいながら村民のためによりよい行政の実現を目指すところでありますので、なお一層のご提言とご指摘、ご指導を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、今月末には白馬連峰開山祭やヤッホーフエスティバルが開催され、それ以降もグリーンシーズンにおける各種イベントが計画されています。これらのイベントは白馬村の魅力を発信する絶好の機会でもありますので、おもてなしの心でしっかりと対応させていただきたいと思っております。また昨日は、この度完成した白馬高校のプロモーションムービーのお披露目がありました。ぜひ皆様にご覧いただき、多くの方に白馬高校の魅力を伝えていただきたいと思います。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、さらなる村政発展のため、ますますご活躍していただきますようご祈念申し上げ、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** 以上をもちまして、令和5年第2回白馬村議会臨時会を閉会といたします。  
大変ご苦勞様でした。

閉会 午後1時36分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員